

TRUSCO

第 4 4 期 定 時 株 主 総 会
招 集 ご 通 知

トラスコ中山株式会社

目 次

[頁]

第44期定時株主総会招集ご通知	3
-----------------	---

[添付書類]

事業報告

I 会社の現況に関する事項	5
1. 事業の経過及びその成果	5
2. 設備投資の状況	11
3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移	12
4. 対処すべき課題	14
5. 主要な事業内容	16
6. 主要な事業所	17
7. 使用人の状況	18
II 会社の株式に関する事項	18
III 会社の新株予約権等に関する事項	18
IV 会社役員に関する事項	19
1. 取締役及び監査役の状況	19
2. 取締役及び監査役の報酬等の総額	19
3. 社外役員に関する事項	20
V 会計監査人の状況	20
1. 会計監査人の名称	20
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20
3. 非監査業務の内容	20
4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	20
VI 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項	21
VII 会社の支配に関する基本方針	25
1. 基本方針の内容	25
2. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み	26
VIII 剰余金の配当等の決定に関する基本方針	26
1. 基本方針の内容	26
2. 当事業年度の内容	27

事業報告の附属明細書

- I 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細 ……………28
- II 会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細 ……………28

計 算 書 類

- 貸借対照表 ……………29
- 損益計算書 ……………30
- 株主資本等変動計算書 ……………31

会計監査人の監査報告書 謄本 ……………36

監査役会の監査報告書 謄本 ……………37

[株主総会参考書類]

議案及び参考事項 ……………38

インターネットによる議決権行使のご案内 ……………42

株主総会会場ご案内図（大阪会場）

株主総会会場ご案内図（東京会場）

株主各位

大阪市西区新町一丁目34番15号

トラスコ中山株式会社

代表取締役社長 中山 哲也

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りたくご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ。同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、インターネット等によりご行使いただくか、いずれかの方法により行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月15日（金曜日）午前10時
2. 場 所 ①大阪会場（本会場）
大阪市中央区難波五丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 「浪速の間」
②東京会場（中継会場）
東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 3階 「牡丹の間」

当社は、会社法の施行に伴い、株主総会の開催地が柔軟化されたことを受け、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう、上記の大阪と東京の2会場にて開催することといたしました。大阪会場は本会場となり、東京会場ではデジタル通信回線を利用して大阪会場（本会場）の様をスクリーンを通してご覧いただけます。いずれの会場にもご出席いただけますので、ご都合の良い会場にお越しく下さい。

また、昨年までとは会場が異なりますので末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご来場ください。

3. 目的事項

◎報告事項 第44期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

◎決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

①書面により議決権をご行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月14日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

②インターネットにより議決権をご行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（42頁から43頁）をご高覧のうえ、平成19年6月14日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

5. 株主様へのお知らせ方法

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://trusco.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。

以 上

-
- ◎開場時刻は、いずれの会場も午前9時とさせていただきます。
 - ◎いずれの会場にご出席いただく場合にも、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎東京会場は中継会場となっておりますが、ご質問・賛否等株主権のご行使は可能となっております。
 - ◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談会を予定しておりますので、お気軽にご出席ください。

(第44期定時株主総会 添付書類)

事業報告

第44期 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

	第44期 (平成19年3月期)	前年同期増減率
売上高	134,056百万円	3.8%
営業利益	8,583百万円	3.0%
経常利益	8,982百万円	3.5%
当期純利益	4,618百万円	△ 8.4%

当事業年度における国内経済は、企業収益の改善や民間設備投資の拡大等の継続により堅調に推移いたしました。当機械工具業界の事業環境においても、自動車、液晶デジタル機器等の国内製造業を中心とした設備増強と、これに伴う生産設備稼働率の向上による商品需要の増加に支えられ、順調に推移いたしました。

国内のモノづくり現場では、生産活動の多様化と効率性重視の流れが続いており、そこで使用される“PRO TOOL”の需要もますます少量多品種・多頻度化しております。当社は、このニーズをビジネスターゲットとしての的確にお応えするために、次の中長期的な経営施策を実行いたしました。

【中長期的な会社の経営施策】

(1) モノづくり現場での利便性向上

- ① 仕入先様の開拓により取扱商品アイテム (約5,500アイテム) を拡充し、当社総合カタログ「オレンジブック」(約113,000アイテム掲載) による販売店様の商品選択肢の拡大を図りました。
- ② プライベートブランド商品の機能性と品質の向上を図りました。
- ③ FAX自動受注システム『DOTKUL』やインターネット受注システム『WEB TRUSCO』の増強による受注効率の向上と精度向上を図りました。
- ④ 販売店様向けにユーザー受注代行システム『MR. Orange』を提供することによる事務作業の能率向上の提案を行いました。

- ⑤ プロツール総合サイト『オレンジブック.Com』の活用による商品情報検索サービスの機能強化を図りました。

(2) 営業拠点の強化

既存の営業エリアを分割することによる営業拠点の設置を進めました。これにより販売店様への情報提供力の向上とあわせ、即納性の向上等物流面でのサービス強化に努めました。また、営業拠点拡充の一方、営業支援体制の見直しも行い、統合による効率化も推進しております。平成19年3月末現在106ヶ所の顧客に密着した営業拠点を展開しており、今後も拡充を継続いたします。

当事業年度及び次事業年度における営業拠点の開設、移転及び統合は、次のとおりであります。

	名 称	所 在 地	区 分	時 期
当事業年度	大 阪 支 店 ※西大阪営業所を統合	大阪市西区	統合	平成18年4月
	城 南 支 店 ※品川営業所を統合	東京都大田区	統合	平成18年4月
	H C 大 阪 支 店 ※H C 東大阪支店を統合	大阪府東大阪市	統合	平成18年4月
	刈谷営業所	愛知県刈谷市	開設	平成18年7月
	岐阜営業所	岐阜県岐阜市	移転	平成18年7月
	春日井営業所	愛知県春日井市	開設	平成18年8月
	北上営業所	岩手県北上市	開設	平成18年9月
	千葉北営業所	千葉市花見川区	移転	平成19年1月
	北大阪営業所	大阪市淀川区	開設	平成19年2月
	尼崎営業所	兵庫県尼崎市	移転	平成19年2月
	明石営業所	兵庫県明石市	移転	平成19年2月
	小野営業所 ※三木営業所を名称変更	兵庫県小野市	移転	平成19年2月
	豊橋営業所	愛知県豊橋市	移転	平成19年3月
	次事業年度	H C 大 阪 支 店	大阪市西区	移転
H C 福 岡 支 店		福岡市博多区	移転	平成19年4月
弘前オフィス ※青森オフィスを名称変更		青森県弘前市	移転	平成19年4月
寝屋川営業所 ※枚方営業所を名称変更		大阪府寝屋川市	移転	平成19年4月
伊勢崎営業所 ※H C 前橋営業所を統合		群馬県伊勢崎市	開設	平成19年6月予定
苫小牧営業所		北海道苫小牧市	開設	平成19年7月予定
福井営業所		福井県福井市	移転	平成19年10月予定
秋田営業所		秋田県秋田市	移転	平成19年12月予定

(3) 物流拠点の増強

ファクトリー事業部及びワーカーズ事業部向け13ヶ所、H C 事業部向け4ヶ所の物流センターを活用

し、在庫アイテムの拡充と物流システム高度化によるデリバリー機能の向上に努めるとともに、物流センターの効率化のための統合を行いました。さらに、大型物流センターの建設を進め、直接商品を配送するエリアの拡大と市場特性にあわせた在庫アイテムの増強で即納性を高めております。

当事業年度及び次事業年度以降における物流センターの開設及び統合は、次のとおりであります。

	名 称	所 在 地	区 分	時 期
当 事 業 年 度	HC東日本物流センター ※HC北海道物流センターを統合	新潟県三条市	統合	平成19年1月
	HC九州物流センター ※HC神戸物流センターを統合	福岡県久留米市	統合	平成19年1月
次 事 業 年 度 以 降	プラネット北関東	群馬県伊勢崎市	開設	平成19年 6月予定
	プラネット東海	愛知県岡崎市	開設	平成20年 4月予定
	プラネット滋賀	滋賀県蒲生郡	開設	平成20年 7月予定

これらの施策の成果として、当事業年度の売上高は3.8%の増収となりました。

利益面につきましては、売上高増収効果とHC事業部の取引見直しによる利益率改善及びプライベートブランド商品の売上高伸長により売上総利益率が19.8%となり、前事業年度と比べ0.9%上昇いたしました。この売上総利益率改善が新基幹システム導入等による販売費及び一般管理費の増加を吸収し、営業利益、経常利益は共に増益となりました。当期純利益は、プラネット東海の既存建物取壊し等による固定資産除却損を7億19百万円計上したため、8.4%の減益となりました。

【事業部別売上の状況】

次に事業部別売上の概要をご報告申し上げます。

事業部別 区分	第 43 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)		第 44 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)		増減比
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
ファクトリー事業部	91,534	70.9	98,560	73.5	7.7
ワーカーズ事業部	15,643	12.1	16,324	12.2	4.4
H C 事業部	21,998	17.0	19,171	14.3	△12.8
合計	129,176	100.0	134,056	100.0	3.8

(注) 従来は、「その他」で表示しておりました部門を販売店様の所管事業部の変更を行ったため、当事業年度よりファクトリー事業部及びワーカーズ事業部にそれぞれ組み入れて表示しております。

(1) ファクトリー事業部

国内製造業を中心とした副資材の需要が堅調であり、当社がターゲットとする小口需要の受注件数の増加に対し、物流システムの稼働率向上やFAX自動受注システム『DOTKUL』、インターネット受注システム『WEB TRUSCO』の利用率向上等により対応した結果、売上高は伸長し、前年同期に比べ7.7%の増収となりました。

(2) ワーカーズ事業部

建設、建築等の工事・作業現場で発生する工具、作業用品等の需要に対し、当社の持つ商品バリエーションと受注及び納入体制の正確性や迅速性を前面に据えた営業展開の結果、売上高は前年同期と比べ4.4%の増収となりました。

(3) H C 事業部

ホームセンター様各社と取引関係の見直しを実施するとともに、当社が得意とするプロ向けに特化した売り場づくりを提案することで存在価値を高め、事業部の収益性向上を図りましたが、売上高は前年同期と比べ12.8%の減収となりました。

【商品分類別売上の状況】

次に商品分類別売上の概要をご報告申し上げます。

商品分類別	期別 区分	第 43 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)		第 44 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)		増減比
		金額	構成比	金額	構成比	
切 削 工 具		百万円 7,041	% 5.5	百万円 7,373	% 5.5	% 4.7
生 産 加 工 用 品		12,141	9.4	12,651	9.4	4.2
工 事 用 品		12,938	10.0	13,237	9.9	2.3
作 業 用 品		21,376	16.5	23,122	17.3	8.2
ハ ン ド ツ ー ル		23,875	18.5	24,264	18.1	1.6
環 境 安 全 用 品		14,641	11.3	15,188	11.3	3.7
物 流 保 管 用 品		18,476	14.3	19,485	14.5	5.5
研 究 管 理 用 品		5,366	4.2	6,100	4.6	13.7
オ フ ィ ス 住 設 用 品		11,422	8.8	10,852	8.1	△ 5.0
そ の 他		1,896	1.5	1,780	1.3	△ 6.1
合 計		129,176	100.0	134,056	100.0	3.8

(注) 従来は「作業用品」に含めておりました「ハンドツール」を当事業年度より商品分類の1つとして開示しており、前事業年度も同様の分類で比較しております。

(1) 切削工具 (増減率4.7%)

国内製造業における金属加工業が堅調に推移したことにより需要が拡大し、売上高の増加が見られました。

(2) 生産加工用品 (増減率4.2%)

国内製造業の生産設備稼働率上昇により、機械周辺機器である測定計測機器関連商品の需要が伸長し、売上高は増加いたしました。

(3) 工事用品 (増減率2.3%)

H C 事業部における取引関係の見直しにより土木建築用品、溶接用品の売上高が減少する一方で、建築、建設現場においては、はしご・脚立、配管・電設資材や建築資材の受注が順調に推移するなか、売上高は微増となりました。

(4) 作業用品 (増減率8.2%)

国内製造業全般の設備投資需要が拡大したことにより、副資材である研削・研磨用品、工場雑貨、梱包結束用品、化学製品等が好調に推移し、売上高は増加いたしました。

- (5) ハンドツール (増減率1.6%)
取扱商品の拡充により空圧工具用品、手作業工具の堅調な売上の伸長がありましたが、HC事業部における取引関係の見直しによる電動工具・用品等の受注減少が大きく影響し、全体の売上高は微増になりました。
- (6) 環境安全用品 (増減率3.7%)
季節的要因による冷暖房商品への影響や防災・防犯用品で売上高減少がみられましたが、工場や作業現場での作業環境改善策への注目度が高まり、環境改善用品、保護具、安全用品等の好調に支えられ、売上高は増加いたしました。
- (7) 物流保管用品 (増減率5.5%)
製造業の好調な設備投資によって、物流管理機器の受注増加をはじめとして全般的に好調に推移し、売上高が増加いたしました。
- (8) 研究管理用品 (増減率13.7%)
前事業年度に引き続き、国内製造業における高付加価値化の流れの影響を受け、研究開発関連用品、作業台等が好調な受注の伸びを示しました。この影響により当分類全体の売上高は増加いたしました。
- (9) オフィス住設用品 (増減率△5.0%)
取扱商品のプロツール特化政策により、前事業年度まで取扱っていた商品カテゴリーである文具用品、電化製品の取扱中止により、売上高が減少いたしました。
- (10) その他 (増減率△6.1%)
商品分類に属さない「その他」のカテゴリーでは、HC事業部における取扱商品のプロツール特化政策の影響により、ホームセンター様向けレジャー用品等の売上高が減少いたしました。

【参考】ブロック別売上高

ブロック別 区分	第 43 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)		第 44 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
北海道・東北ブロック	8,007	6.2	8,776	6.5	9.5
北関東ブロック	11,947	9.2	12,793	9.6	7.1
首都圏ブロック	15,544	12.0	16,403	12.2	5.5
南関東ブロック	8,739	6.8	9,224	6.9	5.5
中部ブロック	21,248	16.4	22,959	17.1	8.1
関西ブロック	21,651	16.8	22,988	17.2	6.2
中・四国ブロック	11,465	8.9	12,057	9.0	5.2
九州ブロック	8,104	6.3	8,968	6.7	10.7
その他	468	0.4	723	0.5	54.3
ファクトリー事業部・ワークス事業部計	107,177	83.0	114,884	85.7	7.2
H C 事業部計	21,998	17.0	19,171	14.3	△12.8
合計	129,176	100.0	134,056	100.0	3.8

(注) 従来は、「その他」で表示しておりました部門を販売店様の所管事業部変更を行ったため、当事業年度よりファクトリー事業部及びワークス事業部に組み入れて表示しております。

2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、55億27百万円であります。

そのうち主なものは、

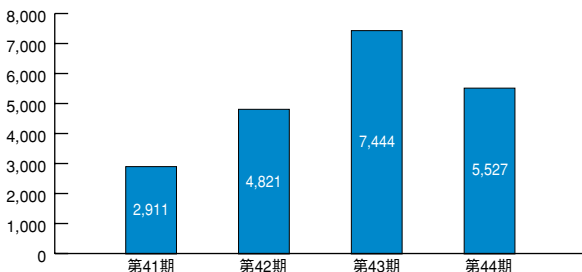
- (1) 当事業年度中に完成した主要設備
新基幹システム 構築 29億7百万円
- (2) 当事業年度において継続中の主要設備の新設
プラネット北関東 建築工事 9億21百万円
プラネット東海 建築工事 7億11百万円
プラネット滋賀 土地購入 2億72百万円

で、情報システムの強化及び物流機能の充実のための投資を実施いたしました。

なお、当事業年度の設備投資に要した資金は、自己資金を充当いたしました。

■設備投資額

設備投資額
(百万円)

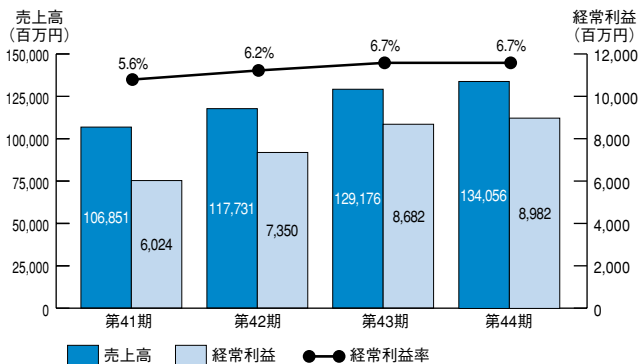


3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

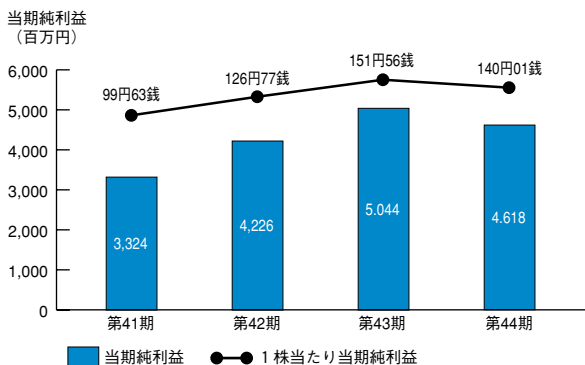
期別 区分	第 41 期 (平成16年3月期)	第 42 期 (平成17年3月期)	第 43 期 (平成18年3月期)	第44期(当事業年度) (平成19年3月期)
売上高 (百万円)	106,851	117,731	129,176	134,056
経常利益 (百万円)	6,024	7,350	8,682	8,982
当期純利益 (百万円)	3,324	4,226	5,044	4,618
1株当たり 当期純利益	99円63銭	126円77銭	151円56銭	140円01銭
総資産 (百万円)	71,139	76,758	82,435	85,229
純資産 (百万円)	56,240	59,798	63,649	66,917
1株当たり 純資産額	1,703円37銭	1,811円16銭	1,928円20銭	2,028円71銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 第44期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

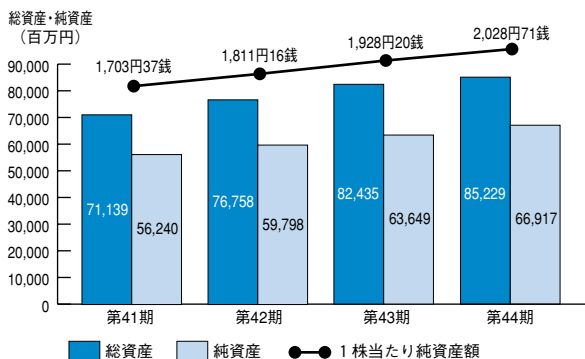
■売上高／経常利益／経常利益率



■当期純利益／1株当たり当期純利益



■総資産／純資産／1株当たり純資産額



4. 対処すべき課題

当社の事業環境につきましては、原油や原材料の高騰等若干の不確定要素があるものの、国内製造業の旺盛な設備投資に支えられた生産活動の増加傾向が継続すると予想されます。このような環境下において、当社は以下の項目が主な経営課題であると認識し、取り組んでまいります。

(1) 事業ルート毎の売上総利益率改善

当社の事業ルートは、各々の販売チャネルの事業特性による異なる収益性を有しており、それぞれユーザー層の持つ特性を踏まえ、販売店様とともに存在価値の高い事業モデルの強化を進め、更なる売上総利益率の改善を目指します。

(2) 物流システムの高度化

販売店様への更なる利便性提供の観点から、物流センター内に新たな作業管理システムを導入し、クイックデリバリーと倉庫内作業の生産性向上を確保する取組みを推進いたします。

(3) 情報システムの高度化

平成18年11月の新基幹システム稼働により、業務の標準化及びE D I（電子データ交換システム）取引の拡充を図るための基盤を強化いたしました。今後は、お取引先様との連携強化を図り、双方の業務の合理化を目指すためにE D I取引の拡充を行ってまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた更なる取組み

当社は、経営の公平性及び透明性を高め、迅速かつ適切な意思決定のもと、法律、社会規範に則して、業績向上と企業価値の拡大を図ることを経営の重要課題としております。内部統制システム構築の基本方針に基づき、内部統制システムの充実に向けた整備とコンプライアンス意識の全社への徹底を更に進め、企業理念に沿った行動を推進してまいります。

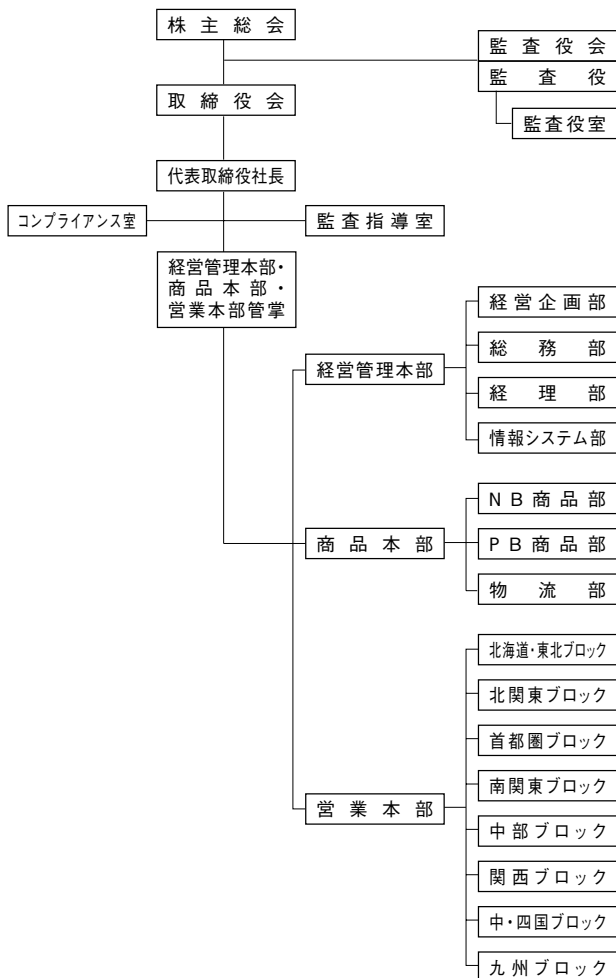
以上の課題への対処を踏まえ、当社は、直面する経営環境の変化に機動的に対応し、持続的成長を可能とするため、平成19年4月1日より組織変更を行い、当社の「中長期的な会社の経営施策」を確実に実行する体制といたしました。

内容といたしましては、従来の3事業部7本部体制から、経営と執行を明確に分離した3本部体制とし、これらを統轄する管掌役員を設置して監督強化及び迅速な意思決定を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご高承のうえ、倍旧のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

【参考】

①組織図（平成19年4月1日付）



②組織変更に伴い、HC事業部の7事業所・4オフィスを次のとおり統合いたしました。

(平成19年4月1日付)

名 称	名 称
札幌営業所 (HC札幌営業所を統合)	沼津営業所 (HC沼津オフィスを統合)
八戸営業所 (HC青森オフィスを統合)	富山営業所 (HC北陸オフィスを統合)
仙台支店 (HC仙台営業所を統合)	岡山支店 (HC岡山営業所を分離して統合)
新潟支店 (HC新潟営業所を統合)	広島支店 (HC岡山営業所を分離して統合)
HC東京支店 (HC北関東営業所を統合)	高松営業所 (HC高松営業所を統合)
城南支店 (HC東京支店を分離して統合)	沖縄営業所 (HC沖縄オフィスを統合)

5. 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

当社は、機械工具・器具及び関連商品等の販売を主な事業としており、主要な取扱商品は、次のとおりであります。

商品分類別	主要取扱商品
切削工具	切削工具、穴あけ・ネジ切り工具
生産加工用品	測定計測、メカトロニクス、工作機工具、電動機械
工事用品	油圧工具、ポンプ、溶接用品、塗装・内装用品、土木建築用品、はしご・脚立、配管・電設資材、部品・金物・建築資材
作業用品	切断用品、研削・研磨用品、化学製品、工場雑貨、梱包結束用品、キャスト
ハンドツール	電動工具・用品、空圧工具用品、手作業工具、工具箱
環境安全用品	保護具、安全用品、環境改善用品、冷暖房用品、防災・防犯用品、物置・エクステリア用品
物流保管用品	荷役用品、コンベヤ、運搬用品、コンテナ・容器、スチール棚
研究管理用品	ツールワゴン、保管・管理用品、作業台、ステンレス用品、研究開発関連用品
オフィス住設用品	清掃用品、文具用品、オフィス雑貨、電化製品、OA事務用機器、事務用家具、インテリア用品

6. 主要な事業所 (平成19年3月31日現在)

- (1) 本店(大阪本社) 大阪府大阪市西区新町一丁目34番15号
 東京本社 東京都港区芝大門一丁目1番8号
 トラスコハーバービルディング
- (2) 支店及び営業所等 全国95事業所 11オフィス 17物流センター
 4サポートセンター

【北海道・東北ブロック】7事業所 3オフィス	【九州ブロック】9事業所 1オフィス
仙台支店 仙台市若林区 札幌営業所ほか5営業所、 旭川オフィスほか2オフィス	福岡支店 福岡市博多区 小倉営業所ほか7営業所、 佐世保オフィス
【北関東ブロック】10事業所	【HC事業部】11事業所 5オフィス
大宮支店 さいたま市西区 新潟支店 新潟県三条市 前橋営業所ほか7営業所	HC東京支店 東京都大田区 HC大阪支店 大阪府東大阪市 HC福岡支店 福岡県久留米市 HC札幌営業所ほか7営業所、 HC沼津オフィスほか4オフィス
【首都圏ブロック】12事業所	【物流センター】17物流センター 4サポートセンター
東京支店 東京都港区 城南支店 東京都大田区 神奈川支店 川崎市川崎区 千葉営業所ほか8営業所	ブラネット北海道 札幌市東区 ブラネット東北 仙台市若林区 ブラネット東関東 千葉県松戸市 ブラネット東京 川崎市川崎区 ブラネットサプライ センター東京 神奈川県伊勢原市 ブラネット南関東 神奈川県伊勢原市 ブラネット名古屋 愛知県江南市 カットデポ中部 愛知県江南市 ブラネット大阪 大阪府東大阪市 ブラネットサプライ センター大阪 大阪府東大阪市 ブラネット神戸 神戸市中央区 ブラネット山陽 岡山県岡山市 ブラネット九州 福岡市博多区 HC東日本物流センター 新潟県三条市 HC関東物流センター 千葉県松戸市 HC西日本物流センター 奈良県奈良市 HC九州物流センター 福岡県久留米市 HC東日本サポートセンターほか 3サポートセンター
【南関東ブロック】8事業所	
厚木支店 神奈川県伊勢原市 静岡営業所ほか6営業所	
【中部ブロック】14事業所	
名古屋支店 名古屋市瑞穂区 東名古屋支店 名古屋市瑞穂区 岡崎支店 愛知県岡崎市 四日市支店 三重県四日市市 岐阜営業所ほか9営業所	
【関西ブロック】16事業所	
大阪支店 大阪市西区 東大阪支店 大阪府東大阪市 京都支店 京都市伏見区 姫路支店 兵庫県姫路市 神戸営業所ほか11営業所	
【中・四国ブロック】8事業所 2オフィス	
広島支店 広島市西区 岡山支店 岡山県岡山市 高松営業所ほか5営業所、 鳥取オフィスほか1オフィス	

- (注) 1. 当事業年度中における開設、移転等並びに次事業年度における変更は6頁から7頁に記載のとおりであります。
2. 平成18年4月にHC事業部は営業支援体制の柔軟化を図るため、顧客とするホームセンター様の全国的多店舗化戦略に対処し、ブロック制を廃止いたしました。

7. 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	932 人	5人増	39.2 才	12.8 年
女 性	265	50人増	26.7	3.9
平均及び合計	1,197	55人増	36.4	10.9

(注) 上記使用人数には、パートタイマー418人（月間所定労働時間を基準に算出）は含まれておりません。

II 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 57,190,000株
- (2) 発行済株式の総数 33,004,372株
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株 主 数 12,531名（前事業年度末比992名増加）
- (5) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主

該当の株主はおりませんが、大株主上位10名を記載しております。

株 主 名	持 株 数	出資比率
有 限 会 社 中 山 興 産	2,901 千株	8.79 %
大 同 商 事 株 式 会 社	2,725	8.26
財団法人 中山視覚障害者福祉財団	2,000	6.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,771	5.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,765	5.35
小 津 浩 之	1,210	3.67
関 西 商 事 株 式 会 社	1,179	3.57
小 津 勉	1,178	3.57
中 山 哲 也	929	2.82
中 山 泰 三	767	2.33

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	中山 哲 也	財団法人中山視覚障害者福祉財団 理事長
専務取締役	堂 守 薫	ワーカーズ事業部長
専務取締役	岸 本 敬 一	H C 事業部長
専務取締役	北 村 嘉 弘	ファクトリー事業部長
常務取締役	小 津 浩 之	管理本部長
取 締 役	中 井 孝	販売企画本部長
常勤監査役	小 松 均	
常勤監査役	足 立 一 巳	
常勤監査役	上野山 博雄	
監 査 役	松 浦 恭 也	株式会社グロービス オーガニゼーション・ラーニング ディレクター 大阪代表

- (注) 1. 常勤監査役 足立一巳氏は、平成18年6月16日開催の第43期定時株主総会で新たに選任され就任いたしました。
2. 常勤監査役 山本智清氏は、平成18年6月16日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 常勤監査役 小松 均、常勤監査役 上野山博雄及び監査役 松浦恭也の3氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
4. 決算期後の取締役の担当業務の変更は、以下のとおりであります。

氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
	地 位	担 当	地 位	担 当	
堂 守 薫	専務取締役	ワーカーズ 事業部長	専務取締役		平成19年4月1日
岸 本 敬 一	専務取締役	H C 事業部長	専務取締役		
北 村 嘉 弘	専務取締役	ファクトリー 事業部長	専務取締役		
小 津 浩 之	常務取締役	管理本部長	常務取締役	経営管理本部・ 商品本部・ 営業本部管掌	
中 井 孝	取 締 役	販 売 企 画 本 部 長	取 締 役	商品本部長	

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 6 名 229百万円

監査役 4 名 51百万円（うち社外監査役 3 名 35百万円）

- (注) 報酬等の額には、第44期定時株主総会において決議予定の役員賞与37百万円（取締役31百万円、監査役6百万円）を含めております。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における社外監査役の主な活動状況は、以下のとおりであります。

氏名	出席の状況	活動状況
小松 均 (社外監査役)	取締役会 100% (10回中10回) 監査役会 100% (5回中5回)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
上野山博雄 (社外監査役)	取締役会 100% (10回中10回) 監査役会 100% (5回中5回)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
松浦恭也 (社外監査役)	取締役会 60% (10回中6回) 監査役会 100% (5回中5回)	当事業年度に開催された主要な取締役会と全ての監査役会に出席し、主に取締役会の意思決定のプロセス・決定内容の妥当性及び監査の適正性について助言・提言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

23百万円

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社の会計監査人である監査法人が、当社の監査を担当する指定社員の行為により、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程いたします。

VI 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

【基本方針】

当社の社名トラスコ中山株式会社及びコーポレート・ロゴ **TRUSCO** は、販売店様、仕入先様、社員をはじめ、関係する全てのステークホルダーの皆様から「信頼される企業“trust company”（信頼を生む企業）創り」を基本姿勢としてダイレクトに表現したものである。まさに、当社は **TRUSCO** そのものの実践を、日々の企業活動の原点とし、これを具現化することで社会的使命を果たして行くものとする。

また、当社は以下の企業理念を掲げ、この理念の下、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築することを基本方針とする。

- | | |
|--------|--|
| (存在理念) | 我々は企業活動を通じて
社会に貢献することを使命とし
縁ある人々の幸福を実現する |
| (経営理念) | 果敢に、そして堅実に歩み続ける経営
人を尊重する経営
企業家精神を育む経営
信頼でマーケットにこたえる経営 |
| (行動理念) | 誠意と礼節を重んじる
独創的な発想と緻密な計画
信念をもってダイナミックな行動
笑顔で築く信頼のコミュニケーション |

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等社内規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに、内部統制の基本方針を策定し、取締役の業務執行を監督する。
- (2) 代表取締役社長は、取締役会が決定した内部統制の基本方針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負うとともに、全役員及び使用人に周知徹底を図

るため、内部統制に係る情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう環境の整備に努める。

- (3) 取締役は、法令、定款、取締役会決議及び業務分掌規程その他の社内規程に従い、職務執行の規定の範囲内で業務を遂行する。
- (4) 取締役は、経営の日常的活動状況について、監査基準及び監査計画に基づき、監査役の監査を受ける。
- (5) 取締役は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し社内規程の整備を行い、業績及び財務状況の報告の適法性、適正性を確保するための社内体制を構築するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価及び改善する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書の取扱いについて、文書管理規程等社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の情報をIT技術を活用し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質及び輸入管理等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にて、規則・マニュアル等を作成・配布し、研修の実施を行うものとし、現実に生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危機に迅速に対応する体制を整備する。
- (2) 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、その活動を円滑にするために、リスク管理規程等社内規程を整備し、全使用人に周知徹底するとともに、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査部門に報告する体制を整備する。
- (3) 内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の見直しを行う。
- (4) 当社は、法令・定款違反その他の事由に基づき損

失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに社長、取締役会、監査役及びコンプライアンス室に通報される体制を整備する。

- (5) 当社において将来予想されるリスク及び潜在的リスクを総合的に管理して行くため所管部署を定め、リスクマネジメント体制の整備・運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画に基づき、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか取締役による業績報告を通じ定期的に検証を行う。
- (2) 取締役は、業務執行において、取締役会規程により定められている事項及びその付議事項についてすべて取締役会に付議することを遵守し、十分な資料を配布する。
- (3) 当社は、日常の職務遂行が、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することができる体制の整備を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社長直轄のコンプライアンス室は、全取締役及び使用人がコンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善択ブック」を配布し、基本方針及び行動規範を徹底するとともに、コンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規程を制定し、法令遵守を維持する体制を整える。
- (2) コンプライアンス室は、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報窓口「善択ホットライン」を設置し、使用人に対して適切な研修体制を通じて、周知徹底を図り、企業の社会的責任を遂行するため、公正で活力ある組織の構築に努める。
- (3) 当社は、コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図るため、各部署にコンプライアンス・オフィサーを任命し、十分な情報収集と実効性を高め、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況

を管理及び監視する。

- (4) 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、社長、取締役会、監査役に報告される体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき使用人として、監査役室を設置し専属の使用人を配置する。
- (2) 前項の具体的な内容については、取締役会が監査役と協議のうえ、決定する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その評価については監査役会の意見を尊重するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行うものとする。
- (2) 前項の報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ①内部統制システム構築に関わる部署の活動状況
 - ②重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ③業績及び業績見込み等重要なお示書類の内容
 - ④内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑤稟議書、監査役から要求された会議議事録等
 - ⑥品質の欠陥に関する事項
 - ⑦その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役会による各業務担当取締役及び重要な使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意

見交換を行う。

- (2) 内部監査部門は、期中取引を含む日常業務全般について監査役とも連携して、定期的に事業所往査を行い、会計及び業務執行において監視機能の強化を図るものとする。また、異常事象等を早期に発見し、正常取引への移行を指導し、監査結果については、月1回の定例監査報告会にて監査役に報告するものとする。
- (3) 会計監査人は、監査役と連携し、半期に1回決算直前の事業所往査を計画し、その結果について、監査報告会にて取締役及び監査役に対し報告し、会計の適正性を確保するものとする。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、「がんばれ!! 日本のモノづくり」を企業メッセージに掲げ、日本の製造現場になくしてはならないインフラ企業を目指しております。

ドライバー1本からでも配送を可能とする物流システム等で少量多品種・多頻度発注といったユーザーニーズに的確にお応えすることを通じて、社会的使命を果たして行くことが、当社の存在価値であり、これを一層高めて行くことが、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

高度な物流システム、他社にない豊富な品揃え、利便性の確保、優秀な人材等これら有形無形の財産が当社の企業価値を高め、効率的な経営により収益力を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当等による利益還元の実現等、社会的貢献の実現を果たしてまいります。

当社のこれまでの企業経営の在り方や社会での認知度、ご支援いただく販売店様、仕入先様、縁あるステークホルダーの皆様からの当社への期待から判断して、当社にとって「支配する者」は、以下の方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であると考えます。

- (1) 当社の社会的使命を認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努め、企業価値向上に努める。
- (2) 当社の経営資源を確保し、その有効活用により、

関係する全てのステークホルダーの皆様に安定的に利益を創出し還元を行う。

2. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、現在、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者が大量に株式の取得を行う行為に対して、これを防止するための具体的な取組みを定めておりませんが、このような大量取得者に対して、以下のような対応を行います。

- (1) 当該取得者の提案内容を確認し、社外の専門家に意見を求める等、当該取得者の提案内容を当社の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断します。
- (2) 不適切な者による大量の株式取得と判断される場合は、次の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の実施を検討いたします。
 - ①基本方針に添うものであること。
 - ②株主共同の利益を損なうものでないこと。
 - ③役員 の地位の維持を目的とするものでないこと。

当社は、当社の経営方針及び経営戦略を実践することで、企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考え、経営の更なる効率化を進めてまいります。具体的な防衛策の導入についても引き続き研究してまいります。

VIII 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主利益の最大化を重要な政策と位置づけ、将来の事業計画、業績及び財務状況等総合的な判断により内部留保及び利益配分を決定しております。内部留保につきましては、顧客に密着した営業拠点の確立、事業付加価値の高い物流システムの構築、情報システム投資等企業価値の最大化と将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当することを目的としております。利益配分につきましては、株主様に対する利益還元の充実と利益処分の公明性を持たせるため、安定配当としての下限を設けたうえで、一定の基準を超えた利益が

計上された場合、以下のとおり業績に連動した配当としております。

【配当金計算基準】

1株当たり当期（中間）純利益	年間（中間）配当金
80（40）円を上回る場合	1株当たり当期（中間）純利益×25%
80（40）円を下回る場合	20（10）円

- (注) 1. () 内は中間期の計算基準
 2. 計算上の銭単位端数については、50銭刻みで繰上げる。
 1～49銭→50銭、51銭～99銭→1円

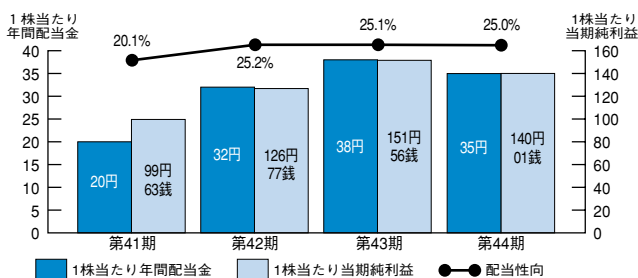
2. 当事業年度の内容

当事業年度の配当金につきましては、1株当たり当期純利益が140円01銭となったため、年間配当金を当社の配当金計算基準に基づき35円とし、中間配当金17円50銭を既実施しておりますので、期末配当金は17円50銭の利益配当とさせていただきます。

なお、配当金のお支払い時期につきましては、会社法の施行により取締役会決議で行うことを定めたため、従来6月中旬開催の定時株主総会終了後としておりましたが、当事業年度より早期に配当金のお支払いをすることが可能となりました。当事業年度は、5月8日開催の取締役会決議において支払開始日を5月28日といたしました。今後とも株主の皆様のご期待に添うよう、株主還元に向けてまいります。

【参考】

1株当たり年間配当金／1株当たり当期純利益／配当性向



(注) 本事業報告中における金額、数値及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

事業報告の附属明細書

I 会社役員その他の会社の業務執行者との兼務状況の明細

地位	氏名	兼務先会社名	業務の内容	関係
代表取締役社長	中山 哲也	有限会社 中山興産	取締役	該当事項はありません
		関西商事 株式会社	取締役	該当事項はありません
常務取締役	小津 浩之	大同商事 株式会社	取締役	該当事項はありません
		有限会社 平成実業	取締役	該当事項はありません

II 会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細

該当事項はありません。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(平成19年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[51,018]	流動負債	[16,980]
現金及び預金	13,217	買掛金	11,482
売掛金	20,289	未払金	2,343
商品	16,548	未払費用	242
前払費用	118	未払法人税等	1,837
短期貸付金	7	未払消費税等	229
繰延税金資産	733	預り金	52
その他	106	賞与引当金	738
貸倒引当金	△ 1	役員賞与引当金	44
固定資産	[34,211]	その他	10
有形固定資産	27,496	固定負債	[1,331]
建物	10,491	役員退職引当金	302
構築物	372	預り保証金	1,002
機械及び装置	14	繰延税金負債	26
車両及び運搬具	216		
工具器具及び備品	1,305		
土地	13,389		
建設仮勘定	1,706		
無形固定資産	3,462		
商標権	0		
ソフトウェア	3,223		
ソフトウェア仮勘定	231		
施設利用権	6		
投資その他の資産	3,251		
投資有価証券	1,563		
関係会社株式	98		
出資金	33		
長期貸付金	10		
更生債権等	4		
長期前払費用	35		
土地再評価に係る繰延税金資産	679		
差入保証金	303		
その他	554		
貸倒引当金	△ 32		
		負債合計	18,312
		(純資産の部)	
		株主資本	[67,595]
		資本金	5,022
		資本剰余金	4,712
		資本準備金	4,709
		その他資本剰余金	2
		利益剰余金	57,899
		利益準備金	1,255
		その他利益剰余金	56,643
		配当平均積立金	3,800
		買換資産圧縮積立金	36
		別途積立金	46,260
		繰越利益剰余金	6,546
		自己株式	△ 38
		評価・換算差額等	[△ 677]
		其他有価証券評価差額金	324
		土地再評価差額金	△ 1,002
		純資産合計	66,917
資産合計	85,229	負債・純資産合計	85,229

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		134,056
売 上 原 価		107,508
売 上 総 利 益		26,548
販売費及び一般管理費		17,964
営 業 利 益		8,583
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
受 取 配 当 金	12	
仕 入 割 引	1,551	
そ の 他	229	1,816
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	1,353	
そ の 他	64	1,417
経 常 利 益		8,982
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	13
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 ・ 売 却 損	720	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	70	790
税 引 前 当 期 純 利 益		8,204
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,565	
法 人 税 等 調 整 額	21	3,586
当 期 純 利 益		4,618

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 配当平均積立金
平成18年3月31日残高	5,022	4,709	1	1,255	2,980
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)					
利益処分による役員賞与					
配当平均積立金の積立(注2)					820
買換資産圧縮積立金の取崩(注3)					
別途積立金の積立(注2)					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			0		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	0	—	820
平成19年3月31日残高	5,022	4,709	2	1,255	3,800

(単位：百万円)

株主資本			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	評価・換算差額等		純資産 合 計
利益剰余金							其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	
その他利益剰余金									
買換資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金							
37	42,860	7,411	△	34	64,244	406	△1,002	63,649	
		△1,220			△1,220			△1,220	
		△ 44			△ 44			△ 44	
		△ 820			—			—	
△ 1		1			—			—	
	3,400	△3,400			—			—	
		4,618			4,618			4,618	
			△	8	△ 8			△ 8	
				4	5			5	
					—	△ 82		△ 82	
△ 1	3,400	△ 865	△	3	3,350	△ 82	—	3,268	
36	46,260	6,546	△	38	67,595	324	△1,002	66,917	

(注) 1. 剰余金の配当の内訳は、次のとおりであります。

- ①平成18年6月定時株主総会決議に基づく配当 △643百万円
 ②平成18年11月取締役会に基づく配当 △577百万円

2. 平成18年6月定時株主総会決議に基づく利益処分項目であります。

3. 買換資産圧縮積立金の取崩額の内訳は、次のとおりであります。

- ①平成18年6月定時株主総会決議に基づく取崩額 △0百万円
 ②事業年度に係る取崩額 △0百万円

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 9～12年

車両及び運搬具 4～6年

工具器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産……………定額法

ただし、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用……………定額法

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が44百万円減少しております。

(4) 役員退職引当金……………役員の退職金の支給に充てるため、役員退職慰労金の旧内規に基づく平成16年3月31日現在要支給額を計上しております。

なお、平成16年3月31日をもって以後の役員退職慰労金制度を廃止しております。

4. 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

5. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【会計方針の変更】

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は66,917百万円であります。

【追加情報】

会社法(平成17年法律第86号)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴い、当事業年度より会社計算規則第127条に基づく株主資本等変動計算書を作成しております。

【貸借対照表に関する注記】

- 有形固定資産の減価償却累計額 10,719百万円
- 事業用土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を、「土地再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、当該繰延税金資産を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
なお、当該事業用用地の平成19年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を2,222百万円下回っております。
- 関係会社に対する金銭債権債務
買掛金 158百万円

【損益計算書に関する注記】

- 関係会社との取引高
- | | |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 仕入高 | 1,332百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2百万円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

- 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 33,004,372株
- 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 18,970株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 6月16日 定時株主総会	普通株式	643	19.5	平成18年 3月31日	平成18年 6月16日
平成18年 11月1日 取締役会	普通株式	577	17.5	平成18年 9月30日	平成18年 12月4日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	577	17.5	平成19年 3月31日	平成19年 5月28日

(注) 定款第37条の定めによる取締役決議に基づく配当であります。

【税効果に関する注記】

- (1) 繰延税金資産・繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(単位:百万円)

①流動の部

繰延税金資産	
未払事業税	139
賞与引当金	298
未払金	185
その他	<u>110</u>
繰延税金資産計	<u>733</u>
繰延税金資産の純額	<u>733</u>

②固定の部

繰延税金資産	
役員退職引当金	122
その他	<u>97</u>
繰延税金資産計	<u>219</u>
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△ 25
その他有価証券評価差額金	<u>△ 220</u>
繰延税金負債計	<u>△ 245</u>
繰延税金負債の純額	<u>△ 26</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計の適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
住民税均等割額	1.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
税額控除	△ 0.1%
その他	<u>0.4%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.7%</u>

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	2,028円71銭
1株当たり当期純利益	140円01銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月4日

トラスコ中山株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 丹治茂雄 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 安藤泰蔵 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トラスコ中山株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月7日

トラスコ中山株式会社 監査役会

常勤監査役	小松 均	㊟
常勤監査役	足立 一巳	㊟
常勤監査役	上野山 博雄	㊟
監査役	松浦 恭也	㊟

(注) 常勤監査役小松 均、常勤監査役上野山博雄及び監査役松浦恭也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の経営、営業における事業規模に照らして、迅速で的確な取締役会での意思決定を行うため、取締役の員数の上限を15名から7名に変更することとし、現行定款第18条（員数及び選任方法）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を2年とし、変更案第29条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）を新設するとともに、現行定款第29条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり、改めるものであります。

（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数及び選任方法）</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とし株主総会で選任する。</p> <p>2. （条文省略）</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数及び選任方法）</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とし株主総会で選任する。</p> <p>2. （現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（新 設）</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>（補欠監査役の選任に係る決議の効力）</u></p> <p><u>第29条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結のときをもって取締役中山哲也、堂守 薫、岸本敬一、北村嘉弘、小津浩之、中井 孝の6氏全員は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
①	中山 哲也 (昭和33年 12月24日生)	昭和56年3月 当社入社 昭和59年10月 当社取締役 昭和62年12月 当社常務取締役 平成3年12月 当社代表取締役 専務取締役 平成6年12月 当社代表取締役社長 (現任)	929,135株
②	小津 浩之 (昭和37年 12月22日生)	昭和63年4月 当社入社 平成8年12月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役 (現任) (担 当) 経営管理本部・商品 本部・営業本部管掌	1,210,117株
③	中井 孝 (昭和30年 1月16日生)	昭和53年3月 当社入社 平成11年4月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役(現任) (担 当) 商品本部長	5,771株
④	藪野 忠久 (昭和37年 3月13日生)	昭和59年3月 当社入社 平成15年10月 当社執行役員(現任) (担 当) 経営管理本部長	3,760株
⑤	今川 裕章 (昭和38年 1月22日生)	昭和61年3月 当社入社 平成11年4月 当社執行役員(現任) (担 当) 営業本部長	1,800株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結のときをもって監査役 小松 均氏は任期満了となり、監査役 足立一巳及び監査役 上野山博雄の両氏は、本総会終結のときをもって辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
①	小松 均 (昭和27年 9月20日生)	昭和50年4月 株式会社富士銀行入行 (現 株式会社みずほ銀行) 平成14年10月 株式会社みずほ銀行 業務監査部 監査主任 平成15年6月 当社常勤監査役 (現任)	1,100株
②	松田昌樹 (昭和31年 3月30日生)	昭和53年4月 株式会社協和銀行入行 (現 株式会社りそな銀行) 平成15年3月 株式会社りそな銀行 大阪融資第三部主任 審査役 平成15年10月 りそな債権回収株式 会社 大阪事務管理部 部長 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小松 均及び松田昌樹の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 小松 均氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるためであり、4年間の活動実績を勘案し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、当社社外監査役就任期間は、平成15年6月より本総会終結のときをもって4年間であります。
 4. 松田昌樹氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、並びに、当社監査業務強化のため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、第1号議案が承認されますと補欠監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとなります。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
野村公平 (昭和23年 5月12日生)	昭和50年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 昭和52年4月 西川・野村法律事務所設立 (現 野村総合法律事務所) (現在に至る)	435株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 野村公平氏は、社外監査役の要件を満たしております。
3. 野村公平氏を補欠監査役の候補者とした理由は、弁護士として専門的知見と経験を有しており、また、企業法務に関して高い実績をあげているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末における取締役6名に対し総額31,400,000円、当事業年度末における監査役4名に対し総額6,010,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットによりご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年6月14日（木曜日）午後5時30分まで可能です。
4. インターネットにより複数回数にわたり議決権をご行使された場合は、最後に変更されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
5. インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複してご行使された場合は、到着日時を問わずインターネットで議決権行使したものを有効とさせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできる状態であること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape® 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。

Netscape®は、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporation の登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417
(24時間受付)

〈住所変更等用紙の請求〉 ☎0120-175-417
(24時間受付)

〈その他のご照会〉 ☎0120-176-417
(平日午前9:00～午後5:00)

■株主総会会場ご案内図（大阪会場）■

会 場：大阪市中央区難波五丁目 1 番60号

スイスホテル南海大阪 8階 「浪速の間」

☎ 06-6646-1111（代表）

ホームページアドレス

<http://www.swissotel-osaka.co.jp/>

交 通：南海電鉄なんば駅直結

地下鉄御堂筋線・四つ橋線・千日前線／なんば駅
4号、5号出口すぐ

※会場駐車場は、台数に限りがございますので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。



■株主総会会場ご案内図（東京会場）■

会 場：東京都港区芝公園二丁目 5 番20号

メルパルク東京 3階 「牡丹の間」

☎ 03-3433-7211（代表）

ホームページアドレス

<http://www.mielparque.or.jp/tky/tky01.html>

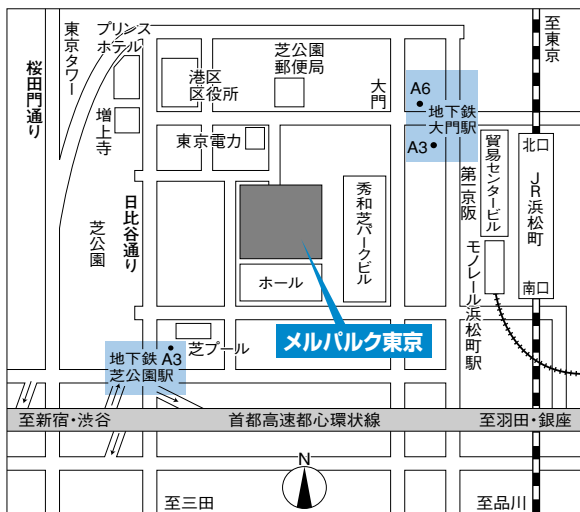
交 通：JR・モノレール／浜松町駅北口から徒歩 8 分

都営地下鉄三田線／芝公園駅A 3 出口から徒歩 2 分

都営地下鉄浅草線・都営地下鉄大江戸線／大門駅

A 3、A 6 出口から徒歩 4 分

※会場駐車場は、台数に限りがございますので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。



～ご注意～

東京会場につきましては「中継会場」となりますが、大阪会場と同様に議決権行使書用紙をご持参いただき受付にてご提出ください。また、ご質問・賛否等、株主権のご行使は可能となっております。

■懇談会のご案内■

株主総会終了後、株主の皆様との懇談会開催を予定いたしております。株主の皆様よりご意見、ご質問等をお聞かせいただき、当社への一層のご理解を深めていただければと存じますので、定時株主総会とあわせてご出席賜りますようお願い申し上げます。

■ホームページのご案内■

当社は、インターネットのホームページにて、決算情報など最新のIR情報を提供しております。

ホームページアドレス <http://www.trusco.co.jp/>



プロフェッショナルな技に、プロフェッショナルなクオリティで応えたい。
一つ一つに、こだわりと情熱を持って、モノづくりの現場にお届け致します。



本書は地球環境保護のため、再生紙を使用しております。

TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION

<http://www.trusco.co.jp/>